

市民還元事業検証に関するとりまとめ(案)

1 市民還元事業検証の趣旨

家庭系ごみ有料化による手数料収益（手数料収入から指定袋作製などの必要経費を差引いた額）の市民還元事業は、平成25年度で丸5年が経過したことから、今回、各事業の成果を確認し、今後の市民還元事業としての方向性（あり方）を検証する。また、手数料収益の活用方法についても、市民アンケートを実施し市民の意見を調査するとともに、財源の活用方法のひとつとして基金での運用について研究する。

2 市民還元事業検証にあたっての基本的な考え方

(1) 有料指定袋の価格

ア 現状

有料指定袋の価格については、市民還元事業のなかに一般財源で行うべき事業があり、その分、有料指定袋の価格を下げるべきという意見などがある。

一方で、新ごみ減量制度後は、家庭系ごみ量の3割削減とリサイクル率の上昇など大きな成果があり、現在も減量効果が維持されている。

イ 意見と考察

○清掃審議会における、現状を踏まえた審議では、当面は現状（1L＝1円）を維持することについて特に異論はなかった。

○市民アンケートにおいて、有料指定袋制が導入されてからのごみの出し方について確認したところ、「資源ごみ収集に分別して積極的に出すようになった」が7割以上、「集団資源回収などを活用するようになった」が6割以上を占めるとともに、「ごみをできるだけ出さないライフスタイルになった」方々の割合も4割を超えており、有料指定袋制がごみ減量に繋がっていることを裏付けているといえる。

また、袋の価格については、「ごみの減量・リサイクルにつながっているため、このままで良い」が65.4%を占め、「価格は下げるべきである」の28.9%の倍以上の数字となっており、家庭ごみ有料化と10種13分別を柱とする新ごみ減量制度が市民の皆さまに理解されているものと考えられる。

○価格を下げるとごみ量が増加に転じる恐れがあり、「ごみ減量・リサイクルの推進」という有料化の趣旨から外れてしまうことが考えられる。

ウ 方向性

有料指定袋の価格は、新ごみ減量制度の成果と現在のごみ量の推移などを踏まえ当面は現状（1 L = 1 円）を維持する

（2）手数料収益を市民還元する分野

ア 現状

手数料収益を現在の3つの分野（資源循環型社会促進策、地球温暖化対策、地域コミュニティ活動の振興）に市民還元する考え方及び市民検討会議を設置して透明性を図ることは、平成19年2月の清掃審議会の答申を踏まえたものであり、市民還元事業については市民検討会議の中で協議し、意見をいただいたうえで進めている。

イ 意見と考察

○清掃審議会における、現状を踏まえた審議では、現在の3つの分野を基本とし、市民還元することについて特に異論はなかった。

○市民アンケートにおいて、現在の3つの分野に資する既存事業（14事業）の今後について確認したところ、全てにおいて「実施すべき」「どちらかといえば実施すべき」の合計が6割以上であり、3つの分野への評価は高い。また、評価の高い上位は、ごみ集積場設置補助金、古紙資源化の一層の推進などの資源循環型社会促進策が占めている。

ウ 方向性

手数料収益を市民還元する分野は、今後も現在の3つの分野を基本として手数料収益を市民還元する。また、有料化の目的が「ごみ減量・リサイクルの推進」であることや市民アンケート結果を踏まえ、これにつながる分野の取り組みを一層推進する。

3 今後の市民還元事業のあり方

（1）既存事業について

ア 検証の評価結果

手数料収益を市民還元している既存事業の今後のあり方については、事業を所管している部署による事業の検証結果を事務局（廃棄物政策課）で評価し以下の4つの区分に分類した。

記号	説明
◎	実績及び成果の評価と併せて、所管課の提出した「今後の事業の方向性」のなかの改善内容も踏まえて、市民還元事業として継続する評価結果である。
○	所管課の見直し方針や事業計画の進捗状況を踏まえて、今後のあり方を判断する評価結果である。
■	事業は継続するが、所管課の提出した「今後の事業の方向性」を踏まえて、平成 27 年度から市民還元事業としない評価結果である。
▲	所管課の提出した「今後の事業の方向性」を踏まえて、制度又は事業廃止の方向で見直しを検討する評価結果である。

【検証による評価】

事業区分／個別事業名	評価結果
1.分別意識の向上と啓発 (1)サイチョプレスの発行 (2)マイボトルキャンペーンによるリデュース意識の啓発事業 (3)使用済小型家電の回収	◎市民還元事業として継続 ◎市民還元事業として継続 ■事業は継続するが、平成27年度より市民還元事業の対象としない
2.クリーンにいがた推進員育成事業	◎市民還元事業として継続
3.ごみ集積場設置等補助金 (1)ごみ集積場設置等補助金 (2)カラスネットの譲与	◎市民還元事業として継続 ○平成 27 年度までは市民還元事業として継続、その後は平成 27 年度の方針決定を踏まえて判断
4.地域清掃等への助成	◎市民還元事業として継続
5.不法投棄・違反ごみ対策 (1)民間委託による間市パトロールの実施 (2)監視カメラの設置 (3)廃家電等不法投棄物の処理	◎市民還元事業として継続 ◎市民還元事業として継続 ◎市民還元事業として継続
6.ごみ集積場持ち去り防止対策	■事業は継続するが、平成 27 年度より市民還元事業の対象としない
7.古紙資源化の一層の推進 (1)集団資源回収奨励金 (2)行政収集支援金	◎市民還元事業として継続 ▲制度廃止の方向で見直しを検討

事業区分／個別事業名	評価結果
8.家庭系生ごみ減量化の推進 (1)生ごみ堆肥化容器、家庭用電動生ごみ処理機購入補助 (2)乾燥生ごみ拠点回収事業 (3)生ごみ減量運動の推進	◎市民還元事業として継続 ◎市民還元事業として継続 ◎市民還元事業として継続
9.古布・古着の拠点改修費	◎市民還元事業として継続
10.環境教育・環境学習に対する支援 (1)小学生用副読本作成費 (2)環境教育副読本の配布 (3)にいがた市民環境キャンパス (4)環境教育実践協力校 (5)環境と人にやさしい敷地内緑化推進支援事業	◎市民還元事業として継続 ◎市民還元事業として継続 ◎市民還元事業として継続 ◎市民還元事業として継続 ◎市民還元事業として継続
11.バイオマス利活用 (1)菜の花プラン (2)廃天ぷら油の拠点回収	▲事業廃止の方向で見直しを検討 ◎市民還元事業として継続
12.防犯灯設置補助金	○平成 29 年度までは市民還元事業として継続、その後は平成 29 年度の検証結果を踏まえて判断
13.ごみ出し支援	◎市民還元事業として継続
14 地域活動への支援	◎市民還元事業として継続

イ 検証の評価結果に対する意見と考察

○市民検討会議では、古紙行政収集支援金の見直しについて賛成・反対の意見があった。見直しを進めるにあたっては、コミュニティ協議会の活動に支障をきたすことのないよう、所管部署と相談し検討していくこととしている。

また、地域活動への支援について、地域活動補助金の補助率見直しの再考や申請の増加に対応するための一般財源からの支出を要望する意見があった。

○清掃審議会では、防犯灯設置補助金についてLED灯は寿命が長く、蛍光灯と比べごみの減量にもつながっていることを強調すべきという意見があった。

○市民アンケートにおいて、既存事業（14事業）の今後について確認したところ、全てにおいて「実施すべき」「どちらかといえば実施すべき」の合計が6割以上の高い評価となっており、そのうち9事業が7割5分をこえる非常に高い評価である。評価の高い事業は、防犯灯設置補助金（86.8%）、ごみ集積場設置補助金（84.1%）、ごみ出し支援（81.1%）の順となっている。

ウ 方向性

既存事業の今後については、検証による評価結果の内容を踏まえ事業を進めるとともに、手数料収益を効果的に活用していくため、今回のような各事業の検証を定期的に行い事業の見える化を図る必要があると考える。

評価結果で制度又は事業廃止の方向で見直しを検討する事業については、コミュニティ協議会や利用者の活動に支障をきたすことのないよう、慎重な検討を行う。

また、今回の市民アンケートで、防犯灯設置補助金、ごみ集積場設置補助金、ごみ出し支援は8割以上という非常に高い市民要望の事業であったことから、今後、手数料収益については、このような市民ニーズの高い既存事業の充実に活用していくこととする。

なお、コミュニティ協議会への対応については、所管する市民生活部で、平成26年度に支援のあり方を検討する委員会を立ち上げ、平成27年度以降のコミュニティ協議会への支援策を固めていくこととしている。

（2）手数料収益を廃棄物の新たな利活用を図る処理施設の経費にあてることについて

ア 現状

市では、現在、拠点回収した古布・古着や収集した枝葉・草を利活用するための処理委託経費に手数料収益を活用している。古布・古着は海外の中古衣類市場などでリユースされ、枝葉・草については燃料や堆肥として使われている。

なお、ごみ処理施設の修繕費や建設費にはあてていません。

イ 意見と考察

- 清掃審議会における現状を踏まえた審議では、特に意見はなかった。
- 市民アンケートにおいて、ごみや資源物の新たな利活用を図るための処理経費や施設の運営管理経費に活用することについて確認したところ、「活用すべき」、「一部であれば活用すべき」の合計が60.9%と高い割合となっており、「活用すべきでない」は5%であった。

ウ 方向性

廃棄物の新たな利活用としての生ごみ発電や枝葉・草、もみ殻の新たな燃料化の手法研究などは、さらなるごみの減量とリサイクルの推進を図るために、積極的に取り組むべき課題であると認識しており、調査・研究を進めていく。

(3) 手数料収入の基金運用について

ア 現状

市民還元事業は、ここ数年の決算で収入が支出を上回っている現状があり、手数料収益を有効に活用する方法のひとつとして基金による運用が考えられる。

イ 意見と考察

- 清掃審議会では、基金を設置して有料化財源をうまく使っていく方が良いが、基金財源が不足する場合はお金の使い方を考え事業のコストを削減することも必要であるとの意見があった。
- 市民アンケートにおいて、基金による運用を確認したところ、「基金を創りその財源を活用して事業を行うべき」が31.7%、「基金を創らなくとも現在のままでよい」が26.7%、「わからない」「どちらでもよい」の合計が32.1%となっており、3つの意見の割合はほぼ同じである。

ウ 方向性

清掃審議会では基金を設置すべきとの意見があった。また、手数料収益の活用方法として基金で運用することについて、市民アンケートでは意見が分かれる結果となった。このことから、基金の設置についての目的、事業費及び手数料収入の推移などを精査し、今後も引き続き検討していくこととする。

(4) 手数料収益を活用する新たな施策について

ア 現状

手数料収益の市民還元は、現在、3つの分野（資源循環型社会促進策、地球温暖化対策、地域コミュニティ活動の振興）に市民還元しており、新たな施策の実施にあたっては市民検討会議の意見を聴きながら行っている。

イ 意見と考察

○清掃審議会からは、「ごみ減量・リサイクルに関する調査・研究への活用（技術的なことだけでなく社会科学的な視点の研究を含む）」、「地域コミュニティを引っ張っていく指導者の育成やボランティアを育成することへの活用」といった意見があった。

○市民アンケートにおいて、既存事業（14事業）の今後について確認したところ、「ごみ集積場設置等補助金」、「防犯灯設置補助金」、「ごみ出し支援」といった市民生活に身近な支援や地域の美化活動への支援といった市民が体感・実感できる取り組みが高い評価結果となっている。

また、3つの分野のどのような施策に活用すべきかを自由記載により回答する設問に対しては126件の意見が寄せられ、「高齢者等へのごみ分別意識の啓発」、「地球温暖化対策としての緑化推進」、「高齢者への支援」といった意見が多数を占めた。

ウ 方向性

手数料収益を活用する新たな施策については、現在の3つの分野を基本に、高齢者に対応した啓発や支援、地球温暖化対策の推進といった市民要望を踏まえ、施策を実施していく。

(5) 市民への情報発信 について

ア 現状

手数料収益の市民還元については、市ホームページやサイチョプレス、ごみダイエット読本、清掃事業概要などの広報手法により周知に努めている。

イ 意見と考察

○清掃審議会における現状を踏まえた審議では、特に意見はなかった。

○市民アンケートにおいて、周知の実態等の状況について確認したところ、家庭ごみ有料化による収入の市民還元は、「知っている」との回答が3割にも満たない結果であった。

最近の施策で、「使用済小型家電の回収」、「古布・古着の拠点回収」でも、「知っている」との回答が約4割と半分以下であり、そのうち活用したことのある人は2割弱と認知度、活用度ともに低い結果であった。

事業についての情報入手方法は、「市報にいがた・サイチョプレス（60.5%）」が最も高く、「区役所だより（31.5%）」、「回覧板（22.6%）」の順となっている。

今後の事業の周知方法は、「市報にいがた・サイチョプレス（57.2%）」が最も高く、「回覧版（52.2%）」、「テレビ・ラジオ・新聞（46.9%）」の順となっている。

ウ 方向性

市民への情報発信については、市民アンケート結果から、広報を強化することで市民還元事業のさらなる周知と事業の活用を促し、ごみ減量とリサイクルの推進につなげていく。

そのためにも区ごとの情報入手先及び今後の周知方法を分析し、市民に伝わりやすい広報手法をうまく活用して周知を図るとともに、情報通信技術の発達に伴い、情報の伝達手法も多様化しているため、時代に合わせた効果的な広報手法も検討する。